

総務常任委員会会議記録（概要）

平成26年3月7日（金）

開 会（午前9時0分）

【議 事】

○議案第18号「所沢市行政経営推進委員会条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第18号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第19号「所沢市公共事業評価委員会条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

村上委員

所掌事務のその他市長が必要と認めることとは、何を想定しているのか。

鈴木政策企画
課長

社会情勢などの変化により必要が生じた場合のために設けています。

赤川委員

委員を4人以内に限った理由は何か。

林政策企画課
主幹

以前から4人の構成でした。内容がかなり専門性の高いものになりますので、限られた人数の中で密な議論をいただきたいと考えています。

【質疑終結】

【意 見】 なし

【採 決】

議案第19号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第33号「所沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部

を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

谷口委員

これまで実施してきて、各年度の成果はいかがか。

鈴木政策企画
課長

平成23年度は、市税、国民健康保険税等の滞納管理をテーマに実施されました。監査結果は63項目で、そのうち措置を講じたのが60項目、検討中が1項目、その他が2項目です。成果といたしましては収納窓口を統合したことが大きな成果だと考えています。24年度は委託料についての監査をいただき、契約事務の指導を行う窓口がないことが指摘されました。26年度からの予定ですが、契約課の組織体制を見直し、委託契約の所管ができるよう改めることといたしました。25年度につきましては、先日報告をいただいたばかりですので、対応は今後になるかと思えます。

谷口委員

機運が高まれば再開もあるとのことだが、具体的にはどのような事か。

鈴木政策企画
課長

具体的課題が見えてきた時だと考えます。

谷口委員

他自治体の事例だが、港区では、平成13年度からこれまで継続して実施している。テーマも含め港区のことは認識しているか。

鈴木政策企画
課長

港区については承知しています。

林政策企画課
主幹

テーマにつきましては、全てを網羅的に把握はしてはませんが、埼玉県内や既に終了した自治体については、状況を確認させていただきました。包括外部監査は全体的なくくりのように感じますが、実際には細かく絞り込んで実施します。監査のテーマでは「水道事業」や「教育委員会」といった大きな単位になり、多くの自治体でも同じようなテーマになってしまいます。当市ではそのような案件について直ちに監査を実施しなければならない状況ではないと判断をしています。

浅野委員

中止となった場合、外部監査委員の立場から、やり残した課題のようなものは伺っていないか。

鈴木政策企画
課長

実際には、平成25年度のテーマを設定する際にもかなり悩まれたようで、課題が残っているといった話は伺っておりません。

谷口委員

平成23年度は収納関係の監査だったが、コスト削減からの成果はいかがか。

鈴木政策企画

具体的な数値は把握していません。国保年金課と収税課の収納窓口を統

課長	合するなど定数の見直しを行い、効率化を図ったところです。
小林委員	導入当初から3年で中止にすることを想定していたのか。
鈴木政策企画 課長	想定していたものではありません。そもそも、法律で連続して4年間、同一の者と包括外部監査契約をしてはならないことになっていますので、3年を経過したところで見直し、検討することは想定していました。
小林委員	新しい監査人になれば、新たなテーマが見つかるのではないかと考えるがいかがか。
鈴木政策企画 課長	そのような考え方もあるかと思いますが、これまで3年間かなり深くまで監査をしていただきまして一定の成果は上げられたと思います。今年度の指摘を含め、まだ対応できていないもの、時間をかけて改善をしていかなければならないものなどがありますので、これからもしっかりと取り組んでまいりたいと思っています。
石井委員	包括外部監査は、事業仕分けの実施後に導入されたのか。
鈴木政策企画 課長	事業仕分けの実施は平成22年度です。包括外部監査は23年度からの実施ですので、そのとおりです。

石井委員 包括外部監査の内容は、私が考えていたよりかなり細かい内容にまで踏み込んでいる。改めて、包括外部監査の包括の意味をお伺いしたい。

鈴木政策企画課長 個別に対して、監査人が全てについて包括的に監査をできるということだと思います。

石井委員 包括外部監査のできるもの、できないものはあるのか。

林政策企画課主幹 包括外部監査は、基本的に財務に関する事務の執行を監査対象にできることとなっています。

石井委員 包括外部監査には、「所沢総合食品地方卸売市場」や「株式会社ワルツ所沢」など大きな課題に取り組んでいただけのものと期待していた。監査報告書を見ると極めて細かい点について踏み込んでいる印象がある。議員が一般質問など議会を通じて追及しても改善されないのに、外部監査の報告では改善されているものもあり、議会が切り込めないような問題を扱ってもらいたかった。将来、再開にあたって、課題の抽出の仕方については、これまで同様、小さい問題に切り込んでいくことになるのか。

鈴木政策企画 テーマは監査委員が抽出しており、市が設定するものではありません。

課長

石井委員

議会を通じて追及しても改善されないのに、外部監査の指摘で改善されていることに違和感を感じるが、市側の受け止め方が違うのか。

鈴木政策企画

そのようなことはありません。議会からの指摘、要望にも真摯にお応えしているつもりです。

課長

石井委員

監査人の守秘義務についてはどのようなようになるのか。

鈴木政策企画

契約満了後も、公務員同様、守秘義務が継続します。

課長

小林委員

再開する際には、現在の監査人ではないということによろしいか。また、機運が高まったとする判断は誰がするのか。

鈴木政策企画

次の監査人は、現在の監査人から変わることとなります。テーマについては、外部から見ても、今、このようなことが市の課題となっているというように、社会的に高まってくれば、ということになるかと思えます。なお、個別のテーマで機運が高まった場合には個別監査の制度での対応もできると考えています。

課長

村上委員	包括外部監査は必置要件か。
鈴木政策企画 課長	中核市以上は法律で必置となっておりますが、当市の場合は条例により任意で設置をしているものです。
村上委員	それならば、休止に関する条例を出す必要はないのではないかと。
鈴木政策企画 課長	条例上、毎年実施することとなっておりますので、附則で休止にしなければなりません。
谷口委員	毎年監査を受ける根拠は、第2条の「市は、法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）に基づく監査を受けるものとする。」に拠るものと理解してよいか。
鈴木政策企画 課長	そのとおりです。
林政策企画課 主幹	地方自治法で包括外部監査契約とは毎会計年度監査を行う者と契約を締結することとされており、そのことが法律上前提となっております。
越阪部委員	包括外部監査を実施して、外からの視点や監査方法の違いなどを知るこ

	とができたことで、これを生かし自分たちでもできるのではないかなったことも中止の一因なのか。
鈴木政策企画 課長	監査結果をいただくまでに職員と監査人のいろいろなやり取りもありました。また、これらの経験に加え、結果の内容を踏まえて、職員としても相当の意識改革につながったものと考えています。
浅野委員	監査人の勤務はどのようなものか。
鈴木政策企画 課長	庁舎内に監査人が詰める事務所として1部屋用意してあり、常時ではありませんが、監査を行う時にはかなりの頻度で来ていただきました。
浅野委員	中核市以上が必置とのことだが、包括外部監査の専門家は多いのか。
林政策企画課 主幹	監査人になるための資格は、公認会計士か税理士、弁護士などとなっていますが、通常は公認会計士がほとんどのようです。
浅野委員	市役所と民間の会計は違うと思うが、公認会計士とはいえ、すぐに監査ができるものなのか。
鈴木政策企画	確かに相当違うものだと認識しています。このことから、今回の選定

課長	にあたっては他自治体の監査人を経験された方としたものです。
赤川委員	包括外部監査制度の提案の経緯は何だったのか。
加藤経営企画 部次長	外部からの視点により行政活動に対する財務執行状況の透明性を担保するとともに適正な行財政運営につなげていくということで導入しています。監査委員監査もありますが外部の視点から一步踏み込んでさらに公正な執行を確認するために導入したものです。
赤川委員	行政内部からだけではなく、行政推進委員会や議会など外部からの要請もあったのか。
加藤経営企画 部次長	一般質問等でやり取りがあったのかもしれませんが、直接の契機ということではなかったと理解しています。
赤川委員	包括外部監査と個別監査の違いは何か。
加藤経営企画 部次長	包括外部監査では、テーマは監査人の選択によるもので財務上の監査です。個別監査の場合は、市民や議会、市長からの請求があった場合に実施され、幅広く行政の活動について監査が行われるものです。
赤川委員	議会の議決との関係について確認をさせていただきたい。

林政策企画課 主幹 包括外部監査につきましては、毎年度その契約案件の議決をいただくこととなります。個別監査では、外部監査とすることについての議決の必要がその都度出てきます。例えば、住民から請求があったような場合には、まず、個別外部監査としてよいかとの議決をいただきます。その議決を受け、契約に関する議決をいただくこととなります。なお、議会からテーマが設定される場合があり、この際には、監査とすることの議決は必要ありませんが、契約締結の議決は必要となります。

赤川議員 個別外部監査の実績はどのようになっているのか。

林政策企画課 主幹 当市では実績はありませんが、他市ではいくつかあり、市長が提案するケースが多いようです。

赤川委員 これまで実施してきて、費用対効果の検証はしたのか。

鈴木政策企画課長 監査で指摘をいただき、対応して終わりというものではありません。その後の行政運営の改善につなげて続いていくことが重要であると考えています。1, 500万円の費用に対して効果がどうなのかということだけで判断するものではないと思っています。

赤川委員 行政推進委員会や外部のチェックするところがいろいろあると思うが、

今回の休止の提案は行政側のどこで議論したのか。

鈴木政策企画
課長 提案は経営企画部ですが、最終的には市長決裁を取り、政策会議の議論を経て議会に休止の提案を出しています。

赤川委員 行政は監査される立場にあり、経営企画部はその立場から休止の宣言を出したことになる。例えば、行政推進委員会など外部の意見を聞こうとする発想はなかったのか。

鈴木政策企画
課長 包括外部監査事業は、事務事業評価の2次評価にかかっています。行政推進委員会から対象に挙げた方がよいのではないかとの意見をいただき、2次評価を行いました。その結果、休止でもよろしいのではないかとの評価が出され、市長決裁、政策会議を経て、議会にお諮りをしているところです。

赤川委員 再開する場合も議決が必要なのか。

鈴木政策企画
課長 必要になります。

【質疑終結】

谷口委員

【意見】

みんなの党所沢を代表し、議案第33号「所沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例制定について」、反対の立場から意見を申し上げます。この包括外部監査は外部からの重要な指摘事項を通して、間違いなく、所沢市の改革・改善のエンジンとして非常にうまく機能していると認識しています。例えば、平成24年度の包括外部監査では、委託料をテーマとして監査を実施し、監査人からの意見として、1点目、全庁的に契約の方法の妥当性、業務委託内容の適正性などについて指導・監督する部署が必要であること。2点目、専門性の高い業務委託については、長期の契約を締結することにより、委託料の縮減を図ることが可能なこととの指摘を受けたことなど、その後の業務改善に向けて非常に示唆に富む結果であったと考えています。また、他の自治体では、例えば、港区は平成13年度から12年以上も継続して包括外部監査を行い、最近のテーマは、平成19年度が7回目の監査になりますが、「公の施設の管理・運営について」、「情報システムに関わる財務事務等の執行及び事業の管理について」、あるいは、「教育委員会が所管する事務事業の執行について」また、「介護保険会計における財務管理と事業運営」などが7回目以降の包括外部監査での具体的テーマに挙がっているようです。つまりは、平成23年度からの、わずか3回のみ現時点で包括外部監査を休止することは、所沢市にとって、業務改革・改善に向けた実効性の強い外部エンジンを失うことになり、大きな損失であると考えます。よって、本議案に

は反対させていただきます。

浅野委員

至誠クラブを代表し、議案第33号「所沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例制定について」、賛成の立場から意見を申し上げます。3年間行われた包括外部監査で指摘された事項について、措置したことも多く、効果も出ていると思いますが、措置すべく努力していく事項が残っておりますので、指摘された事項が実現できるような引き続き努力をしていただきたいとの意見を付しまして、賛成といたします。

赤川委員

民主ネットリベラルの会を代表し、議案第33号「所沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例制定について」、反対の立場から意見を申し上げます。本来、この監査を導入した経緯から考えますと検証が不十分であり、本来、検証も外部ですべきと考えております。休止ということですが、復活の見込みが非常に薄い。なぜかというところ、所沢市は個別監査の実績もなく、条例を提出し、議決を得て復活するというところで、本来の趣旨から考えて不十分であります。また、監査される側の執行部から一方的に休止を求めるこのような提案というのは、本来は外部から声上がる、あるいは、外部の機関において意見を聞くなど、そのような中で休止を宣言すべきであり、これについても不十分である。よって反対といたします。

石井委員

自由民主党・無所属の会を代表して、議案第33号「所沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例制定について」、賛成の立場から意見を申し上げます。所沢市における監査員監査のあり方において、問題点があったとは言い難く、しかしながら3年間の包括外部監査は、一定の成果を上げたと評価もできます。今後は、市自らが問題点を抽出して改善に当たるための体制強化を望み、意見といたします。

【意見終結】

【採 決】

議案第33号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第36号「所沢市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条

例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第36号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第37号「所沢市職員定数条例の一部を改正する条例制定につい

て」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第37号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第46号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び公益的

法人等に派遣される職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例を廃止する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

赤川委員

平成24年度、25年度における派遣実績はどのようになっているか。

鈴木政策企画
課長

平成24年度は、所沢市公共施設管理公社に1名、25年度は実績がありません。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第46号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩（午前9時50分）

（説明員交代）

再 開（午前10時0分）

○議案第20号「所沢市入札監視委員会条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

赤川委員 平成24年度および25年度における入札監視委員会の開催実績と、委員の選任方法を伺いたい。

玉川契約課長 委員会の開催実績としては、年2回、5月と11月に直前の半期分を対象に報告し審議をいただいています。具体的には、5件の抽出案件に対して、その手続きが適正に行われているかどうかという観点で審議をいただいています。委員選任については、任期を2年とし、平成22年度の発足時は日本大学と早稲田大学教授、弁護士の3名に、平成24年度の改選期からは、それまでの経緯を見直し、弁護士、公認会計士、現場に精通している川越県土整備事務所長の3名をお願いしております。

赤川委員 これまでに適正ではないという指摘をいただいたことはあるのか。

玉川契約課長 主な指摘事項としては、随意契約に及んだ過程の手続き判断が正しかったかを中心に議論をいただいたほか、一般競争入札を行う際の参加条件設定の見直しや、入札辞退者が多い場合、その理由の検証などがありました。それらの質問に対して答弁し納得していただいていることから、意見具申ができることになっていますが、事例はありません。

小林委員 委員が3名である理由は何かあるのか。また、今後の委員は弁護士や公

認会計士から選任することに決まっているのか。

玉川契約課長

委員会は、入札契約適正化法の趣旨に基づいて設置することになっております。県内では本市を含めて8市が設立しており、他市の状況や委員の選出方法を参考にし、選任したものです。

能登総務部長

学識経験を有し、公正中立の立場から入札および契約を適切に審議できる者であれば、弁護士や公認会計士に限るものではありません。

小林委員

再任もできるということだが、平成24年度から委員を務めている弁護士は平成22年度時の弁護士と同じ方なのか。

玉川契約課長

そのとおりです。

谷口委員

委員会で指摘いただいた随意契約について、その後、実務上の改善はあったのか。

玉川契約課長

委員会での指摘を基に随意契約の理由の適切さという観点で、安易な随意契約を行わないなど、より明確な理由をしっかりと示すことができるように工事発注担当課に指導を行っており、工事発注担当課でも意識改革が進んでいると思います。

谷口委員	指導後に、具体的な改善はあったのか。
玉川契約課長	随意契約の本数が減ったかどうかについては、年度ごとの工事の特徴からいって直にお答えできない状況です。
石井委員	案件を抽出するのは市なのか、それとも委員なのか。
玉川契約課長	委員3名に毎回、輪番で抽出委員を務めていただいています。
石井委員	直近の特色ある工事名を伺いたい。
玉川契約課長	抽出については、随意契約、一般競争入札、指名競争入札の各入札の種別が均等になるようお願いしており、併せて抽出理由も提示していただいております。平成25年第1回委員会の抽出案件5件の内訳は、一般競争入札で、下水道の耐震整備工事、松葉道築造工事、宮前公園築造工事、指名競争入札で、市営住宅の防水工事、東部浄水場の電気工事です。
村上委員	建設工事に監視システムが必要な意味合いはどこにあるのか。
玉川契約課長	公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律に、透明性の向

上、公正な競争を確保する目的があり、その方針に従ったものです。

村上委員

業務委託における入札については、どのような課題があるのか。

玉川契約課長

委員会の審議対象は公共工事の発注に限定していますが、随意契約の選択の適正性、契約事務執行の透明性については同様に求めなければならないということで、外部包括監査の指摘も受け、所管部で委託契約の手引きや随意契約のガイドラインを作成中です。

小林委員

条例の第7条に意見の聴取等とあるが、行われているのか。

玉川契約課長

現在までに委員と市の担当以外の第三者の出席については、委員からの要望もなく、行っておりません。

小林委員

第三者に出席や資料の提出を求めることは想定しているのか。

玉川契約課長

例えば、法律関係に抵触するといった懸念がある場合等に、委員とは別に専門家をお呼びしてご意見を伺うことが想定されます。

【質疑終結】

【意見】 なし

【採 決】

議案第20号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第35号「災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例

制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

赤川委員

派遣手当の支給実績を伺いたい。

根本総務部次
長

本市において支給した実績はありません。

赤川委員

今回の一部改正の内容を改めて説明願いたい。

前田危機管理
課長

今回の改正は、平成25年8月に大規模災害からの復興に関する法律施行令が公布され、復興計画の作成等のために国から派遣された職員に対して、災害派遣手当を支給することとなったために条例の一部改正を行ったものです。これまで対象だった災害、武力攻撃災害、新型インフルエンザ等に大規模災害からの復興に関する派遣が対象に加わります。

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第35号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第38号「所沢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一

部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

小林委員 年次休暇を暦年管理から年度管理に移行するとのことだが、平成26年1月から3月についてはどのような措置を取ったのか。

青木職員課長 平成26年1月に年次休暇を20日間付与しております。

小林委員 平成26年度から条例が適用されるということか。

青木職員課長 条例施行は平成26年4月1日からですが、1月に年次休暇が付与されていることから4月に再度、付与するというものではありません。しかし、翌年の1月から3月分を経過措置として4月に5日間付与するという制度になっています。

浅野委員 職員の年次休暇の平均取得日数を伺いたい。

青木職員課長 平成25年1月から12月までの平均取得日数は、10.8日です。

浅野委員 20日間以上の取得者もいるという理解でよいか。

青木職員課長 そのとおりです。

小林委員	管理職と一般職別の年次休暇平均日数を伺いたい。
青木職員課長	職種別の集計は行っておりません。
石井委員	暦年管理はいつごろから行ってきたのか。
青木職員課長	昭和37年に制定された「所沢市職員の休日及び休暇に関する条例」の時点ではすでに暦年管理でした。おそらく、国が暦年管理であったために準じたものだと考えています。
石井委員	県内40市のうち11市が年度管理を実施しているとのことだが、取り組んだ市と取り組まなかった市、それぞれの理由を伺いたい。
青木職員課長	県内で年度管理へ移行する動きがあったため、本市においても他市の状況を調査したうえで取り組んだものです。
石井委員	年度管理にすることによるメリットとデメリットを伺いたい。
青木職員課長	本市における全ての事業が年度単位の管理になっていることから効率化が図れると考えており、デメリットは特にないものと考えています。

石井委員	現在、暦年管理が残っているものについて把握しているか。
青木職員課長	休暇関係以外は、全て年度管理されているものだと理解しています。
岡田委員	年次休暇以外の休暇の種類や取得できる日数について伺いたい。
青木職員課長	例えば、夏季休暇が7月から9月の期間に8日間、そのほかは期間を限ったものではなく、例えば、忌引休暇のような有事の際に取得できる形態になっています。
谷口委員	組合休暇の設定日数は、当初からどのようにして20日になったのか。
青木職員課長	詳しい理由は分かりかねますが、組合休暇の取得日数が特に変動したということはありません。
谷口委員	当初から20日間で開始したものなのか。
青木職員課長	採用年次に関わらず20日間であり、繰り越しはできません。
浅野委員	組合休暇は組合員であれば、誰でも取得できるのか。

青木職員課長	取得対象者は、市長の承認を得て登録された職員団体の規約に定める機関の構成員です。内訳は、当該職員団体の業務に従事する場合および上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で、当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合に限り、認められるというものです。
村上委員	認められる範囲とは、具体的にどのような場合になるのか。
根本総務部次長	実際に組合休暇を取得する職員から活動内容の資料提出を求め、適正であると判断した場合に認めています。
村上委員	組合休暇取得者の活動内容は全て掌握しているということか。
青木職員課長	そのとおりです。
村上委員	その資料について、議員が資料請求することは可能なのか。
青木職員課長	個人情報には公開できませんが、内容は公開文書だと考えています。
浅野委員	事務折衝や交渉時間についても、組合休暇の対象になるのか。
青木職員課長	勤務時間内の団体交渉については、組合休暇ではなく職専免の扱い、事

務折衝については、時間外勤務において行っています。

浅野委員

組合休暇の平均取得日数を伺いたい。

青木職員課長

平成22年に1名が年間で9時間取得した以降は取得実績もなく、実態としては、ほとんど取得されることのない無給休暇となっております。

谷口委員

組合休暇は給料の対象ではなく、無給休暇ということか。

青木職員課長

そのとおりです。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第38号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第39号「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 なし

【質 疑】

浅野委員 その他非常勤の特別職員の報酬額については、予算の範囲内で定める額とあるが、該当者の役職と月額を伺いたい。

青木職員課長 およそ48種類の役職があり、主なものとして、国民年金保険料免除制度等事務処理専門員が月額37万9,300円、主任教育相談員が月額35万5,100円、主任英語指導助手については、37万円です。そのほかに、日額7,900円の職種のものや、学校医や嘱託医については、一回3万6,000円などと金額もさまざまな設定になっています。

谷口委員 一覧表などを資料請求することは可能か。

能登総務部長 可能です。

谷口委員 国民年金保険料免除制度等事務処理専門員の具体的な業務内容を伺いたい。

青木職員課長 所管課ではありませんが、国民年金保険料免除制度事務処理専門員設置要綱を根拠に実施しているものです。

能登総務部長	国民年金制度そのものの主体は市ではありませんが、国民年金の免除について相談を受け、手続き等を指導する役職です。
浅野委員	月額支給している役職の方には、一時金の支給もあるのか。
青木職員課長	一時金に相当するものではありません。
岡田委員	国民年金保険料免除制度等事務処理専門員、主任教育相談員および主任英語指導助手それぞれの月別勤務日数を伺いたい。
青木職員課長	詳細は把握しておりませんが、例えば、主任英語指導助手については週に3日から4日程度、小学校の授業を受け持っているとお記憶しております。
小林委員	公平委員会については、平成25年度に1回開催したと聞いているが、ここ数年の開催実績を伺いたい。
轟文書行政課長	平成23年度、平成24年度はそれぞれ4回開催しています。
小林委員	主な開催内容を伺いたい。

轟文書行政課長 平成24年度におきましては、第1回が委員長および委員長職務代理者の決定等について、第2回および第3回が職員団体の役員改選と規約変更に伴う職員団体登録事項の変更について、第4回が機構改革に伴う所沢市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正についてを主な議題として開催しました。平成25年度は、職員団体の役員改選に伴う職員団体登録事項の変更についてを主な議題として開催しています。

小林委員 職員から直接の訴えがあつて委員会を開催した実績はなかったのか。

轟文書行政課長 平成18年度以降、そのような実績はありません。

谷口委員 今回の改正に併せて、月額を定額ではなく、想定のカンパニ日数から一回あたりの金額をその都度、支給するといった変更については検討したのか。

轟文書行政課長 公平委員会の職務については、例えば、不利益処分に対する不服申し立ての審査ということになりますと、処分の内容や処分対象になった行為、その他の事案の確認と認定を行い、審査を行うことが求められていることから重要かつ責任あるものであり、また、当市における行政委員会の報酬が月額報酬であること等、これらとのバランスなども併せて考慮しなければ

ばならないと考えておりました、今後、研究が必要であると考えています。

谷口委員

運営については委員会の開催時に資料が渡され、そこで協議、判断するのか、それとも事前に資料を確認したうえで委員会に臨んでいるのか。

轟文書行政課
長

事前に資料を確認いただいたうえで、委員会に臨んでいただいております。

【質疑終結】

【意見】

浅野委員

至誠クラブを代表して、賛成の立場から意見を申し上げます。改正された条例の中に、その他非常勤の特別職員については予算の範囲内で定める額となっておりますが、その報酬額を条例上明記する必要性を市も認識しているという答弁が何度もありましたので、今後、速やかに関係部署と協議し条例化してほしいと思います。

【意見終結】

【採決】

議案第39号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第47号「所沢市職員公務災害等見舞金支給条例を廃止する条例制

定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第47号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第52号「埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第52号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと
決定した。

散 会（午前11時30分）